

町民のかかわり

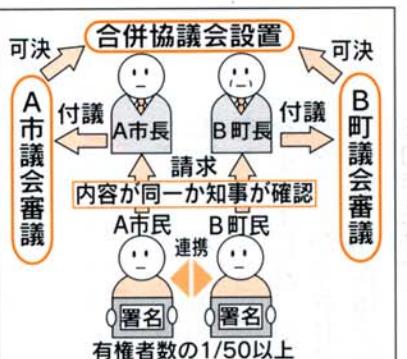
合併対象市町村との「合併協議会」を設立するかどうかは、議会の議決が必要となります。ただし、市町村長が発議しないために、議会の決定に賛同できないときは、「住民発議」や「住民投票」による方法で、「合併協議会」の設置を請求することができる次の制度があります。

② 同一請求

一つの市町村の住民が単独で、有権者数の1/50以上の署名を集め、在住する市町村の長に対して、合併対象市町村の名称を示して、合併協議会を設置するよう、請求することができます。

請求されたときに市町村の長は、合併対象市町村の長に

議会に付議するか否かの意見を求めることがあります。その結果、全ての市町村の長から付議することの回答があつたときは、議会に付議しなければなりません。



合併したい市町村の住民相互が、有権者数の1/50以上の署名を集め、それぞれの市町村の長に対し、合併協議会の設置についての請求事項が、同一内容（知事の確認が必要）のときは請求をすることができます。

③ 住民投票

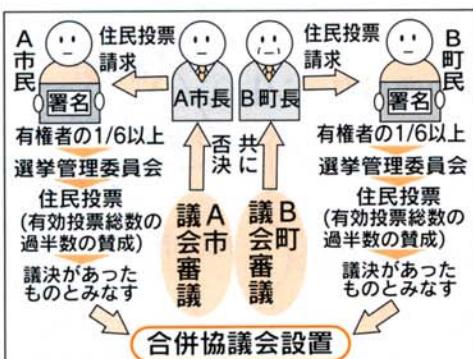
このとき請求を受けた市町村の長は、議会に付議しなければなりません。

①および②で議会が、合併協議会の設置を否決したときに、有権者数の1/6以上の署名を集め、次により市町村の選挙管理委員会に対し、住民投票を請求することができます。

○直接請求のときは、合併対象市町村すべての議会が議決し、請求を受けた市町村のみが議会で否決されたときです。

○同一請求のときは、議会で否決されたそれぞれの市町村となります。

○同一請求のときは、議会で否決されたそれは、その市町村となります。



このように、市町村合併は行政主導だけでなく、住民主導の制度も確立されています。

市町村建設計画

【別記①】

合併を考えるうえで一番大切なことは、今住んでいる地域「栄町」がどのようになるか？ということです。この計画は「合併協議会」において、合併市町村の均衡ある発展および一体性の確立、住民福祉の向上を図るために、将来のまちづくりのビジョンとして、おおむね次の内容を定めることになります。

①合併市町村の建設の基本方針
②都道府県が実施する合併市町村の根幹となるべき事業の展開に関すること

④合併市町村の財政計画
③公共施設の総合調整に関する事項

このように、市町村合併を考えるうえで、最も重要な部分が「市町村建設計画」です。合併は何よりも町民のみなさんが納得できるものでなければなりません。仮に合併によってサービス水準が低下したり、行政区域が拡大化することによって、今より不便になるようでは、合併の意味がありません。

今後は、市町村建設計画の策定が必要となつた場合に備えて、町に示していく必要があることから、町の将来像を踏まえ慎重に検討したいと考えています。